

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分
公益社団法人 建設荷役車両安全 技術協会	6010005018824	研修受講料	127,160		令和3年 7月16日		公社	国認定
公益社団法人 日本装削蹄協会	9010505001203	講習受講料	253,140		令和3年 7月12日 7月19日		公社	国認定
公益社団法人 中央畜産会	9010005013847	JGAP認証審査 費用	610,000		令和3年 7月21日 9月30日		公社	国認定
公益社団法人 ボイラ・クレーン安全 協会	6010605002368	講習受講料	127,140		令和3年 8月11日		公社	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。